白く輝いて　（志賀高原）　撮影者　会員　久保田　晃

神奈川県弁護士会新聞

発　行　所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通９番地
☎ 045-211-7707
URL https://www.kanaben.or.jp/

関東弁護士会連合会２０２５年度　第２回 地区別懇談会
日時：２０２６年１月27日（火）午後１時～午後５時（懇談会）
午後５時～午後７時（懇親会）
場所：シャトレーゼホテル　談露館
懇談会：２階「クリスタル」
懇親会：２階「山脈」

神奈川県のアウトライン と天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

新年のご挨拶

会長　畑中　隆爾

新春を寿ぎ、謹んでお慶びを申し上げます。

県民の皆様におかれましては、日頃より当会の活動にご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、会員各位におかれましては、日夜それぞれの現場で精励され、当会の活動にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、私たち本年度執行部は、この９か月間、会務という自転車のペダルを懸命に漕いでまいりました。足を止めると転倒してしまいますので、ひたすら漕ぎ続けております。

当会の会員数は１８００名を超え、各種委員会等の数も70を超え、活動範囲がどんどんと広がり、市民や自治体、他団体、日弁連、関弁連などとのつながりも増える一方であり、それらの統括・整理・支援等をするための会務は、浜の真砂ほどに多くなっております。そして、社会の多様化への対応、弁護士・弁護士会への信頼の確保等の観点からして、これらは容易に減らせるものではないと実感しております。

そのため、私たち執行部は、ペダルを漕いで走り続けるしかないのですが、走るからにはせめて、清々しく、凛々しく、しなやかに、そう思って臨んできたところです。

実のところ、私が就任時に掲げた、「多様性」（社会における多様性を応援する）、「装置」（弁護士会は弁護士の力を結集するための装置の機能を果たす）、「矜持」（弁護士が信念と自律心を保って活動できるようする）、「継承」（取り組みを継承して未来へつなぐ）という４つのキーワードは、ペダルを漕ぎ続けるための大きな力となっております。

憲法や人権問題に関する会長声明・談話、公益ポイント制の是非等会務分担の公平化の検討、会員の不祥事への対応、再審法改正や選択的夫婦別姓制度実現への活動、自治体との連携等、会としての姿勢や判断が問われる様々な局面において、必ず４つのキーワードが複数あてはまっており、それが、私たちがぶれずにペダルを漕ぐためのよきペースメーカーとなっている、そう感じる次第です。

「和敬清寂」という言葉が好きです。茶道の精神を示す禅語で、清らかで静かな空間における和やかで折り目のある関係性を意味します。「和」は調和、「敬」は尊重、「清」は清浄、「寂」は平穏に通じます。そのような精神を持って、本年も、清々しく、凛々しく、しなやかに、そういう姿勢で進んでいければと思うところです。

末尾になりますが、この新しい一年においても、皆様に暖かな陽射しが降り注ぎ、希望に満ちた日々が訪れますよう、心よりお祈りいたします。

山ゆり

熊野古道を歩いてきた。熊野古道は、「道」が世界遺産として登録された稀な例である。他にスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路がある。日本では四国遍路が登録を目指しているが、まだである▼「熊野」古道の名前の由来には諸説ある。「隈（くま）」＝奥まった地、古代の中心地域である大和などから見て辺境の地という意味からの説、「籠る」という意味であり、古代の人々が神や死者が隠れ籠る地と呼んだとする説。いずれにしても動物の熊とは関係がなさそうである▼しかし、熊野古道でも熊の目撃例があるという。事前に調査したところによると、人身被害の報告例はほとんどないものの、12月でも冬眠の時期がずれる熊や冬眠から活動を再開する熊がいるという▼そのため熊鈴や笛、熊スプレーを準備し、実際に遭遇した場合の対応も想定した。急に動かず、背中を見せず、熊から目をそらさないようゆっくり後退し、距離を取る。スプレーはできれば風上から、十分近づいた距離で熊の顔をめがけて噴射する▼幸い熊には出会わず、負傷することもなかった。今年1年間の息災を熊野三山に祈願し、無事帰途に着いた。（北川　貴史）

担保法改正についての研修会（第２回）

重要な所有権留保と牽連性の有無

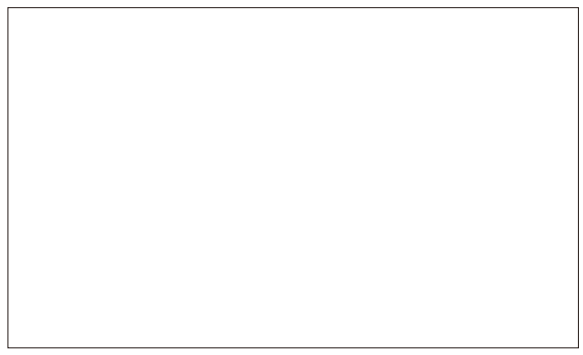

講義する小山泰史教授

昨年11月25日、上智大学の小山泰史教授をお招きし、「担保法改正についての研修会（第２回）」を開催した。

立法の経緯から解説された第１回の研修会とは異なり、今回は「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下「改正法」という）のうち、動産譲渡担保の各論、債権譲渡担保及び所有権留保について解説するという、かなりボリュームのある内容となった。

第１回の研修会で少し譲渡担保法を理解した気分になっていた私にとっては、非常にレベルの高い内容ではあったものの、幸いなことに会員ページに研修会の録画とレジュメがアップロードされているため、何度でもこの講義を視聴することができる（かつて、某塾の講義をネットで聴いていた記憶がよみがえる）。小山先生のハイレベルな解説を何度も視聴できるのは、当会の会員にとって非常に有益であるので、ぜひ活用されたい。

本記事では、当会の会員にとっても多少関わりがありそうな所有権留保について少し紹介する。

改正法では、所有権留保契約が担保する債権の範囲の違い（牽連性の有無）に応じて、対抗要件が異なるとされている。

具体的には、所有権留保契約の目的となる動産の売買代金債務のみを担保する場合（牽連性あり、「狭義の所有権留保」という）には、引渡しや登記が無くとも、契約を締結するだけで第三者に対抗することができる（改正法１０９条２項）。

しかし、所有権留保契約によって、目的となる動産の売買代金債務だけではなく、他の債務まで担保しようとする場合（牽連性なし、「拡大された所有権留保」という）には、第三者に対抗するためには、引渡しや登記が必要となる（改正法１０９条１項）。牽連性のある債務を担保する限りでは所有権留保契約は強力な担保権となるが、実務上契約条項を作成する際には注意が必要である。

第１回の研修会で譲渡担保を理解した気持ちになって参加した第２回の研修会であったが、自分の勉強不足を痛感する苦い２時間となってしまった。しかし、とても価値のある研修会であることは間違いないので、第１回と併せて皆様にも是非視聴していただきたい（本研修会の動画とレジュメは、会員ページの「研修会」→「一般研修」で閲覧することができる）。

（会員　原田　隆之介）

ランサムウェアの脅威に備える

神奈川県弁護士協同組合「サイバーリスク研修会」レポート

サイバーリスク３大対策の説明を熱心に聞き入る受講者

昨年11月4日、当会会館で、神奈川県弁護士協同組合・保険委員会の主催により、「サイバーリスク研修会」が開催された（Ｚｏｏｍ配信とのハイブリッド開催）。

サイバーリスク保険の引受保険会社及び取扱代理店の協力の下、サイバーリスクの分野において高い知見を有する講師陣により、昨今のサイバーリスクの動向や特徴に加え、法律事務所のサイバーセキュリティについて実務的な解説が行われた。

サイバー攻撃を受けた会社の現場対応や会社がサイバー攻撃の被害を受けないための危機管理を専門とする八雲法律事務所の山岡裕明弁護士（第一東京弁護士会）から、近年のサイバーリスクの主流であるランサムウェア攻撃の実態について説明がなされた。

国内ではアサヒグループホールディングスやアスクルといった大手企業がランサムウェア攻撃を受けたことが記憶に新しいが、ランサムウェア攻撃は、事業基盤であるシステムを破壊するため、情報漏洩被害だけでなく、事業継続が中断に追い込まれるリスクを生じていること、ランサムウェア攻撃の入口としてコロナ禍で普及したリモートワーク用のツールであるＶＰＮ機器からの侵入が大半であることなどが説明された。

またランサムウェア攻撃を始めとするサイバーリスクは、企業規模や場所に関係なく生じており、また取引のある企業へのサイバー攻撃の踏み台として法律事務所に対するサイバー攻撃もあることから、小規模な法律事務所であるからといってサイバーリスク対策の必要がないとは言えないとの説明もあった。

とはいえサイバーリスク対策として具体的に何をどうすれば分からない、という会員が多数であると思われる。研修では法律事務所の３大対策として、①二段階認証をはじめとする多要素認証の徹底②不審なメールに気を付ける③業務に使用するＰＣ端末のＯＳやソフトウェア、ウイルスソフトの速やかなアップデート、といった具体的対策が示された。

これまでサイバーリスクに対する理解も危機意識も乏しく、Ｔｅａｍｓに入る際の二段階認証を若干煩わしく感じていた筆者だが、大いに認識を改め、今後はＴｅａｍｓに限らず多要素認証を徹底せねば、との思いを強くした有意義な研修であった。

（会員　檜垣　智子）

京畿中央地方辯護士會との共同セミナー及び懇親会

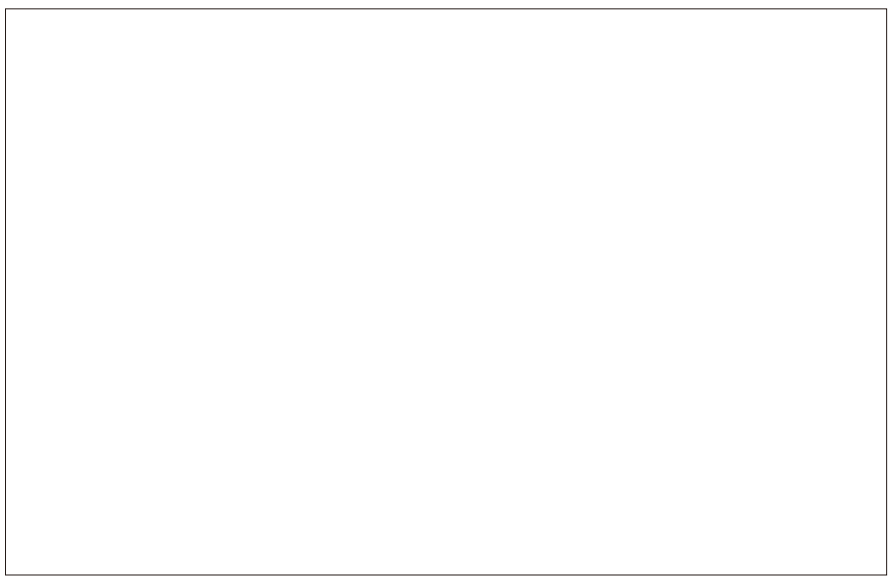

昨年11月7日、かねてより交流のある韓国・京畿（キョンギ）中央地方辯護士會の弁護士を当会会館に招き、歓迎式及び共同セミナーを開催した。当会と京畿中央地方辯護士會との友好関係は２００３年に始まり、今回が20回目の節目となった。当会からは、畑中隆爾会長を始めとする理事者と国際交流委員会所属のメンバーを中心とした会員総勢29名が出席した。

共同セミナーのテーマは「下請法」であり、日韓同時通訳で開催された。日本側は、当会独占禁止法研究会の鈴木満会員が講師を務め、「下請法及びその改正法の概要」と題して、日本法の制定・改正経過、規制内容に加え、直近の法改正による対象取引の拡大、適用対象についての従業員数基準の追加等の規制強化等について講演を行った。

韓国側は、「韓国の下請法の理解（下請取引の公正化に関する法律）」と題して、発注者から下請事業者に対する下請代金直接支払制度や原材料費変動と下請代金の連動制度、ＡＤＲ等について講演を行った。日本法にはない制度が注目され、活発な議論が交わされた。

共同セミナー終了後は、国際交流委員会前委員長の髙岡俊之会員が司会を務め、第20回交流記念行事を開催した。

歴代委員長の谷口隆良会員、橋本吉行会員と京畿中央地方辯護士會歴代会長による挨拶に加え、ビデオメッセージや過去20回分の交流写真が紹介され、交流を懐かしむ声があふれた。

記念行事後の懇親会では、両会会長による韓国国旗を模したケーキへの入刀、当会元会長の三浦修会員による韓国語でのスピーチや、恒例の記念品交換が行われた。日本側は１８５９年開港後の横浜港の風景を描いた陶版画を贈呈した。韓国側からは、民話や伝承を基にデザインされた伝統音楽アリランの国立博物館限定オルゴールセットが贈呈された。

20回目にふさわしい盛り上がりを見せ、当会と京畿中央地方辯護士會との友好が深まった。

（会員　佐山　亮介）

常議員会のいま

県西支部で開催されました

会員　髙橋　裕（新63期）

初めての常議員かつ十数年ぶりの会務であるため、当初は私の「場違い感」が半端なかったのであるが、毎回の常議員会での議論あるいは常議員会後の飲み会を通じ、様々な常議員の思考・発想に触れることで刺激を受け、今では毎月の常議員会に出席するのを楽しみにすら思っている（決して筆が滑ったわけではない）。

さて、昨年11月27日、県西支部会館にて常議員会が開催された。本部以外での常議員会開催は、２０１３年の横須賀開催以来12年ぶり、とのことである。

約30分前に本会場に到着したが、すでに理事者、議長、副議長も勢ぞろいし、担当事務局も入念な映像チェック・音声チェックを行っており、準備万端であった。

定刻通りに常議員会が開催されたが、ウェブ中継先の本部、支部に対し、本会場での音声の一部が途切れ途切れになり届かなかった、という程度のことが2回あったくらいで、常議員会が中断する程の通信トラブルは一切無かった。常議員会は、普段どおりに活発な議論がなされた結果、終了予定時刻を30分以上超過し終了した。県西支部での開催は大成功と言ってよいと思う。関係各所のご尽力に感謝申し上げる。

この「普段どおりに行われた」という事実が重要であると思う。今回の県西支部開催が成功体験・実績の一つとなって、次年度以降の常議員会支部開催（今度は相模原支部であろうか）の機運が高まることを大いに期待したい。

新こちら記者クラブ

求められる検察の透明性
国民の理解が得られる説明を

昨年11月、金沢地検が不起訴処分の理由について公表するかどうか「より丁寧に検討していく」と表明した。また最高検察庁も処分理由の公表を積極的に検討すべきなどとする運用方針を各検察庁へ周知したという。

我々報道記者からすれば処分理由を明らかにしないのは日常茶飯事だが、一方で私自身、常々不開示の理由を明確に説明しない検察の閉鎖的な姿勢には疑問を持っていた。

私は東京で司法担当をしていた際に、自民党の裏金問題を取材していたが、逮捕や起訴される人と不起訴になり罪に問われない人で何が違うのか、検察側から具体的な説明は少なく、判然としない部分が多かった。あれだけ世間を騒がせた大問題でもある種いつも通りの対応で、これでは記事を通して内容を知る国民は納得しないだろうと思った。

今回の通達は検察の透明性を高める一歩になるのではないか。

もちろん性犯罪など被害者のプライバシーに関わることがある場合は、開示についても慎重に検討すべきだろう。ただ「処分理由を明らかにしない」理由について、前例や慣習による惰性の判断では、被害者、ひいては事件を報道等で認識する国民も納得しない。そもそも捜査を尽くし自信を持って下した判断であれば、堂々と公表し理由を説明すればいい。無用な批判や憶測を招くことも少なくなるはずだ。

これを第一歩として透明性のある検察になっていってほしい。

（（株）TBSテレビ　ニュース情報本部編集番組センターニュース制作部　社会部　神奈川担当　キャップ　山﨑　康平）

理事者室だより

「新しい視点」

副会長　石塚　陽子

県西支部で開催した常議員会にて

仕事や経験は、常に私に新しい視点を与えてくれる。

私は大学卒業後、外資系金融機関に就職した。帰国子女でもない私は、文化の違いに驚いた。そこでは、自分の意見を述べ、自分が進みたい道を自分で切り開くことが求められた。すると、今までの自分と違う、意見を述べ主体的に動く新しい自分が形成された。

金融機関に長年身を置いた後、法曹へ転換した。

司法修習では、指導担当の先生から、仕事を惜しみなく見せていただき、弁護士の魅力や姿を教えていただき、事務所ぐるみで大切にしていただいた。ビジネスの世界にいた私は、利益を完全に度外視して注がれる温かさに驚いた。私が、副会長職を含め、会務に比較的積極的であるのは、修習時代の経験によるところが大きいと思う。

弁護士になってからは、前職では出会うことのなかった多くの依頼者と会うことができた。そのことは私に、社会を今までより深く理解する視点を与えてくれた。

ところで、弁護士の仕事は孤独である。理事者になって、他の理事者の会務の進め方を身近に見ることができ、一人一人の物事の進め方が実に多様であることに驚いた。それは、自分の仕事のやり方を客観的に見つめ直す新たな視点を与えてくれる。

また、私は関弁連のクオータ常務理事を兼務しており、月1～2回は東京高裁管内弁護士会の皆様とお会いする。そこでは他会の様子を知ることができる。それは、当会の特徴を他会と比べて知る視点を与えてくれる。

理事者を務めることで得られている新しい視点を、今後の仕事や会務に生かしていこうと思っている。

2025全国一斉生活保護ホットライン報告

最高裁判決の影響と物価高騰の波

昨年11月26日、毎年恒例の日弁連全国一斉生活保護ホットラインが実施され、当会では会員8名が担当し、7時間にわたり32件の無料電話相談を受けた。

今回の特徴は、２０１３年からの生活保護基準を引き下げた厚労省を批判し生活保護受給者を激励する、複数の意見があったことである。

当会は、生活保護基準引き下げに強く反対する意見書等を公表してきた。しかし、２０１３年当時は、むしろ生活保護制度をバッシングする意見が多かった。

上記の特徴は、昨年6月、最高裁がこの生活保護基準引き下げを違法と判断したことによるものだ。最高裁判決の世論への影響の大きさがうかがえる。

生活保護受給者からは、近時の著しい物価高で、受給額では生活できないという切実な訴えや、上記判決を受けた受給額見直しに期待する声が寄せられた。昨年10月から物価高対策としての特例加算の上乗せが実施されているが、受給額が増えていないという声があった。物価高対策が機能していないことになるが、経過加算の引き下げの影響であるとうかがわれた。

外国人による不正受給に対応すべきであるという意見もあったが、不正受給の現認があるわけではなく、排外主義的な意見の広がりが懸念された。

他にも、親の介護のため離職し、親の年金で生活していたが、その親が他界し年金収入が途絶え生活苦になったという相談もあった。介護離職による貧困という、根本的に解決すべき社会問題が浮かび上がった事例だった。

（貧困問題対策本部　副本部長　佐藤　正知）

YOKOHAMA LAWYERS FOOTBALL CLUB

全国法曹サッカー大会「一丸」で挑んだ2日間

準優勝 ガチンコリーグ

最下位からの脱出!!

横浜1

エンジョイリーグの横浜2は前人未到の3連覇ならず

昨年11月2日～3日、第38回全国法曹サッカー大会が、福岡フットボールセンターで開催された。例年どおり、横浜チームは、ガチンコリーグに横浜1、エンジョイリーグに横浜2、レジェンド（原則40歳以上）戦に他チームとの混合で参加した。

前大会、横浜2はエンジョイリーグ2連覇を達成した一方で、横浜1はガチンコリーグ最下位に沈んでおり、横浜2は前人未到の3連覇を、横浜1は雪辱を晴らす下剋上を目指し、準備を重ねてきた。

大会初日。エンジョイリーグの横浜2は、初戦、東京チームと対戦。1対1で迎えた最終盤に劇的なゴールを奪い、勝利するも、続く2戦目の東北連合戦は攻めたてながらもゴールが遠く、0対1で敗戦。1勝1敗で決勝トーナメントを逃した。

一方の横浜1は、グループリーグ2戦を無失点で2連勝。決勝トーナメント進出を決めた。

大会2日目。横浜2は、順位決定トーナメント初戦もゴールが遠く敗戦したものの、続く7、8位決定戦では、前半に奪った虎の子の1点を、キーパーのPKストップを始めとした好守備で守り抜き、7位で終えた。

一方、横浜1は準決勝で京都1と対戦。1年間鍛え上げた堅牢な守備により、前半に生まれた2得点を守り抜き、決勝進出を決めた。続く決勝は、2連覇中の王者神戸。ここでも徹底的な守備で我慢強く跳ね返し、カウンターを狙う。しかし、最後の最後に失点を喫し、惜しくも準優勝に終わった。

横浜1は昨年の最下位から大きく躍進する準優勝を遂げ、横浜2も、3連覇とはならなかったが、チーム一丸となって戦い、勝利で大会を終えることができた。

今大会、神戸チームがガチンコ・エンジョイのダブル優勝となり、名実ともに王者となった。来年こそは横浜がそこに立てるよう、また1年間努力を重ねたい。

（会員　鶴田　悠介）

チーム唯一の安打を放った

本多貴一 会員

あの!! 時間制限がなければ

3年ぶりの全国の舞台

横浜マリナーズ、強豪東京相手に一歩及ばず

昨年11月14日、沖縄セルラースタジアム那覇において、第45回日弁連野球全国大会沖縄決勝大会が開幕した。前日は、台風が接近し、那覇行きの飛行機が福岡空港にダイバードするなど開催が危ぶまれたが、14日には天候が回復し、予定どおり開催することができた。

当会の野球部である横浜マリナーズは、3年ぶりに予選を突破して決勝大会に駒を進めた。他には、予選を突破した仙台、東京（3会の合同）、愛知県、新潟県、大阪及び岡山と開催地である沖縄の各弁護士会の野球部が那覇の地に集まった。

横浜は、第3試合で、二連覇中の東京弁護士野球クラブと対戦した。横浜先発の関野有真は、初回、四球と安打で無死一・二塁のピンチを作ってしまう。何とか2死までこぎつけるも、中堅超えの二塁打を打たれ、先制を許してしまう。

横浜は、2回裏、2つの四球と失策で1死満塁のチャンスをつかむと、相手守備の乱れに乗じて同点に追いついた。

3回表、先頭打者が左翼超えの大飛球を打ち上げるも、左翼手の鈴木貴雄が一直線に落下地点に入り好捕する。味方の守備に助けられ、踏ん張りたい関野であったが、2死二塁から二塁打を打たれ、勝ち越しを許してしまう。その後、2つの四死球で満塁のピンチを作るも、最後は自ら投ゴロをさばいて切り抜けた。

横浜は、4回から根本淳己をマウンドに送る。根本は連続四球を与えてしまうも、併殺打もあり後続を打ち取った。しかし、5回には、四球と味方のエラーもあり、2点を失い、5対2と突き放されてしまう。

時間制限から最終回となった5回裏、横浜は角田健典と本多貴一が四球を選び、無死一・二塁のチャンスを作る。しかし、後続が続かず、この回も無得点に終わり、ゲームセットとなった。

大会は、東京が、準決勝で仙台弁護士会野球部を、決勝で名古屋ローヤーズを下して、三連覇を果たした。

（会員　坂本　学）

情報セキュリティを考えるを はじめましょう

その53 情報漏えい・業務停止に備える サイバー保険の実務的活用法

近年、法律事務所を含む中小規模の組織でもサイバー攻撃による被害が目立つようになっています。なかでもランサムウェア（感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産）を要求する不正プログラム）による業務停止や情報漏えいは、依頼者の信頼に直結する深刻なリスクとなります。予防策はもちろん不可欠ですが、万一の備えとして「サイバー保険」というものがあります。

サイバー保険の特徴は、攻撃を受けた後に発生する多様な費用を幅広く補償する点にあります。まず、自らの事務所が被る損害については、システムの復旧費用やデータ復旧費用、専門業者による原因調査費用が対象となります。さらに、顧客や依頼者への通知・説明に要する費用や、信用回復のための広報費用なども補償範囲に含まれるのが一般的です。

次に、第三者への賠償責任です。依頼者情報や機密データが流出した場合、損害賠償請求を受けるリスクがあります。サイバー保険はこのような賠償金や和解金、訴訟費用も補償対象としています。弁護士にとって、依頼者との信頼関係を損なわないための金銭的セーフティネットとなり得ます。

もっとも、注意すべき点もあります。ランサムウェアで要求される身代金そのものは、反社会的勢力への資金提供につながるため、補償対象外とされるのが通常です。あくまで、保険は「身代金を支払わないための備え（復旧・信用回復・損害賠償等の費用）」に重点があります。

サイバー保険は、セキュリティ対策を補完する「最後の備え」と位置付けられます。日頃からOSの更新や多要素認証、バックアップなどの基本的対策を講じたうえで、保険を導入することで、依頼者の信頼と事務所の継続性を守る実効的な手段となるでしょう。

（会員　小川　健一）

編集後記

昨年はAIの急速な進歩やウォークな価値観の相対化等、時代の大きな変化を感じる一年でした。今年は更に進むのか、揺り戻すのか、新手の何が現れるのか。変化をポジティブに捉えることができますように。

デスク　勝俣　豪
記　者　安達　慎司
川添　啓明
中道　徹
長谷川　康
北川　貴史
長谷川篤司
青木　敦子